

また、住民基本台帳ネットワークとの連携により、年金受給者にかかる住民票の収録作業が平成18年4月～9月の間に行われ、住民票コードの収録・未収録の結果のお知らせについて、次のような内容の通知（注：通知文面等が現在未決定であります。）が10月以降年金受給者の皆様に随時送付されることとなっています。

## 表 ～ 年金受給者の皆様へ～ （住民票コードの確認結果について）

### あなたの住民票コード確認状況について

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を活用して年金受給者の皆様の現況確認を行うこととしました。

これにより、住基ネットを活用して現況確認ができる年金受給者につきましては、『年金受給権者現況届』（現況届）の提出が不要となります。

今回、社会保険庁で保有しているあなたの本人確認情報と住基ネットの情報により本人確認を行ったところ、住民票コードを確認することができました。

つきましては、あなたの現況確認は住基ネットを活用して行われることとなりますので、現況届の提出が不要となります。

## 裏 加給年金額対象者の生計維持確認や診断書の提出について

1. 加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方につきましては、社会保険庁から送付する『生計維持確認届』の提出が必要となります。

『生計維持確認届』の提出がない場合は、加給年金額のみ支払いが一時止まります。

2. 障害の程度の確認につきましては、医師による診断書が必要となりますので、障害の程度の確認が必要な方につきましては、社会保険庁から送付する『診断書』の提出が必要となります。

『診断書』の提出がない場合は、年金の支払いが一時止まります。

住民票コードを確認するには、住民票コード通知票をご確認ください。

なお、住民票コード通知票は、平成14年度当時お住まいの市区町村から皆様に送付されています。

住民票コード通知票を紛失したときの再交付は、市町村の判断とされています。

本市では、市民課窓口係において再交付を行います。その際、運転免許証、パスポート、住基カード等の顔写真の付いているご本人であることが確認できるものをお持ちください。

# 介護保険料は年金から特別徴収されます

## 特別徴収の概要

介護保険の被保険者のうち65歳以上の人の保険料は、市区町村が政令で定める基準に従って、条例の規定で算定された保険料を徴収することとされていますが、これらの被保険者は国民皆年金制度のもとで、ほとんどが何らかの公的年金に加入していることから、保険料を支払う被保険者の便宜を図るとともに、保険料を徴収する市区町村の事務負担を軽減し、しかも保険料徴収をより効率的で確実なものとするため、介護保険料を公的年金から特別徴収することとされています。



## 特別徴収対象者

市区町村に住所を有する65歳以上の介護被保険者のうち、毎年4月1日の時点において、政令で定める基準額（年額18万円）以上の老齢・退職・障害・遺族年金の受給者が対象となります。（ただし、4月の年金定期支払時に現況届の未提出により、年金が差し止めとなっている方は、対象となりません。）

## 保険料の徴収方法等

年金受給者は、対象となる年金の定期支払の際、市区町村から徴収依頼された介護保険料額を差し引いた年金を受給者に支払い、徴収した保険料についてそれぞれの市区町村に納付を行います。

なお、保険料額は、年度ごとに前年度所得等により段階別に算定されることになっていますが、前年度所得が確定するのが毎年4月以降であり、市区町村および年金受給者における事務処理に相当の期間がかかるため、4月、6月および8月の年金の定期支払の際には、前年度の保険料額（2月の定期支払の際の保険料額）により仮徴収を行い、10月、12月および2月の年金の定期支払の際に、毎年度所得等により算定された保険料に基づいた特別徴収を行うこととされています。